

報 告 第 1 1 号

継続費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により、令和6年度新居浜市一般会計継続費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和7年6月10日提出

新居浜市長 古 川 拓 哉

令和6年度新居浜市一般会計継続費繰越計算書

一般会計

款	項	事 業 名	継続費の総額	令和6年度 継続費予算現額			支出済額 及び支出 見込額	残 額	翌年度通 次繰越額	左 の 財 源 内 訳			
				予算計上額	前年度通 次繰越額	計				繰越金	特 定 財 源		
											国県支出金	地方債	その他
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2 総務費	1 総務管理費	市庁舎大規模改修事業	1,501,800,000	564,160,000	57,260,000	621,420,000	305,660,000	315,760,000	315,760,000	-	-	257,200,000	58,560,000
4 衛生費	2 清掃費	清掃センター改修事業	1,694,000,000	154,665,000	-	154,665,000	135,785,100	18,879,900	18,879,900	-	-	16,200,000	2,679,900
8 土木費	6 住宅費	公営住宅建替推進事業 (第二期工事)	1,982,198,000	937,298,000	28,300,000	965,598,000	828,399,000	137,199,000	137,199,000	92,000	78,707,000	58,400,000	-
9 消防費	1 消防費	南消防署及び消防指令 センター整備事業	253,731,000	75,460,000	-	75,460,000	46,860,000	28,600,000	28,600,000	1,280,173	-	22,100,000	5,219,827
合 計			5,431,729,000	1,731,583,000	85,560,000	1,817,143,000	1,316,704,100	500,438,900	500,438,900	1,372,173	78,707,000	353,900,000	66,459,727

報 告 第 1 2 号

継続費繰越計算書の報告について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定により、令和6年度新居浜市水道事業会計継続費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和7年6月10日提出

新居浜市長 古 川 拓 哉

令和6年度新居浜市水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和6年度 継続費予算現額			支払義務発生(見込)額	残 額	翌年度通次繰越額	翌年度通次繰越額に係る財源内訳	翌年度通次繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額
				予算計上額	前年度通次繰越額	計				損益勘定留保資金等	
			円	円	円	円	円	円	円	円	円
1 資本的支出	1 建設改良費	水道施設監視システム改修事業	468,000,000	18,700,000	—	18,700,000	0	18,700,000	18,700,000	18,700,000	—

報 告 第 1 3 号

継続費繰越計算書の報告について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定により、令和6年度新居浜市公共下水道事業会計継続費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和7年6月10日提出

新居浜市長 古 川 拓 哉

令和6年度新居浜市公共下水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和6年度 継続費予算現額			支払義務発生(見込)額	残 額	翌年度通次繰越額	翌年度通次繰越額に係る財源内訳			翌年度通次繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額
				予算計上額	前年度通次繰越額	計				国県補助金	企業債	損益勘定留保資金等	
1 資本的支出	1 建設改良費	港町雨水ポンプ場改築事業	円 1,561,000,000	円 260,000,000	円 111,881,000	円 371,881,000	円 141,411,000	円 230,470,000	円 230,470,000	円 67,500,000	円 115,200,000	円 47,770,000	円 —
		下水処理場改築事業 (自家用発電設備、中央監視装置等)	660,000,000	260,000,000	100,000,000	360,000,000	123,084,000	236,916,000	236,916,000	81,950,000	106,600,000	48,366,000	—
		雨水ポンプ場改築事業 (遠隔監視設備、ポンプ設備等)	578,000,000	200,000,000	100,000,000	300,000,000	111,831,000	188,169,000	188,169,000	53,000,000	94,000,000	41,169,000	—
		松神子雨水ポンプ場改築事業	210,000,000	40,000,000	—	40,000,000	0	40,000,000	40,000,000	20,000,000	20,000,000	—	—
合 計			3,009,000,000	760,000,000	311,881,000	1,071,881,000	376,326,000	695,555,000	695,555,000	222,450,000	335,800,000	137,305,000	—

報 告 第 1 4 号

繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、令和6年度新居浜市一般会計繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和7年6月10日提出

新居浜市長 古 川 拓 哉

令和6年度新居浜市一般会計繰越明許費繰越計算書

一般会計

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
3 民生費	1 社会福祉費	物価高騰対策給付金支給事業費	632,012,000	203,470,570	円	円	円
		介護基盤整備等事業	100,000,000	62,686,000	円	円	円
	2 児童福祉費	出産・子育て応援給付金支給事業費	87,246,000	1,999,800	円	円	円
					円	円	円
4 衛生費	1 保健衛生費	母子保健推進費	151,414,000	8,820,000	円	円	円
6 農林水産業費	1 農業費	地籍調査事業費	113,892,000	98,100,000	円	円	円
		ため池等整備事業	122,913,000	19,880,000	円	円	円
	2 林業費	大島林地法面对策事業	94,510,000	57,000,000	円	円	円
	3 水産業費	漁港施設機能保全事業	53,905,000	37,505,000	円	円	円
7 商工費	1 商工費	別子山地域バス運行費	23,946,352	1,120,000	円	円	円
		新居浜市新製品・新技術開発支援事業費	3,894,000	2,000,000	円	円	円
		中小企業DX促進支援事業費	3,500,000	2,000,000	円	円	円
8 土木費	2 道路橋りょう費	原地庄内線改良事業	67,400,000	8,164,000	円	円	円
		橋りょう長寿命化事業	358,758,000	176,968,367	円	円	円
		自転車通行空間整備事業	6,000,000	524,000	円	円	円
		上部東西線改良事業（地方道）	151,909,000	77,647,525	円	円	円
	4 港湾費	港湾施設改修事業	58,667,000	10,112,589	円	円	円
		単独港湾施設改修事業	26,500,000	2,364,116	円	円	円
		港湾・海岸補修事業	21,100,000	8,700,000	円	円	円
	5 都市計画費	上部東西線改良事業（街路）	257,200,000	59,285,042	円	円	円
		宇高西筋線改良事業（街路）	37,750,000	34,036,440	円	円	円
		公園長寿命化対策事業	51,874,000	7,039,454	円	円	円
		滝の宮公園リニューアル事業	35,100,000	20,527,000	円	円	円

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
8 土木費	6 住宅費	市営住宅改善事業	168,054,000	58,385,000	—	国庫支出金 24,543,000 市債 32,900,000	942,000
9 消防費	1 消防費	消防自動車整備事業	269,097,000	159,567,300	—	市債 138,300,000 その他 21,267,300	—
10 教育費	2 小学校費	小学校施設環境整備事業	49,511,464	9,437,505	—	—	9,437,505
	3 中学校費	中学校施設環境整備事業	58,478,217	13,924,680	—	—	13,924,680
11 災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費	道路橋りょう災害復旧費	50,575,000	3,300,000	—	国庫支出金 2,202,000 市債 1,000,000	98,000
合 計			3,055,206,033	1,144,564,388	—	1,082,807,670	61,756,718

報 告 第 1 5 号

繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和6年度新居浜市水道事業会計予算繰越計算書を次のとおり報告する。

令和7年6月10日提出

新居浜市長 古 川 拓 哉

令和6年度新居浜市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事 業 名	予算計上額	支払義務 発 生 額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳			不 用 額	翌年度繰越額に係る 繰越を要するたな卸 資産の購入限度額	説 明
						国庫補助金	企 業 債	損 益 勘 定 留 保 資 金 等			
1 資本的支出	1 建設改良費		円	円	円	円	円	円	円	円	
		施設整備事業	581,877,000	427,992,108	136,741,000	0	0	136,741,000	17,143,892	—	関連工事の遅延等 による工期延長
		配水設備整備事業	618,688,000	221,941,000	260,338,000	0	112,200,000	148,138,000	136,409,000	—	関連工事の遅延等 による工期延長
		導水設備整備事業	40,272,000	25,272,000	15,000,000	5,000,000	0	10,000,000	0	—	国の令和6年度補 正予算に対応した ことによるもの
		事務費	129,710,000	59,185,481	45,956,000	5,000,000	0	40,956,000	24,568,519	—	国の令和6年度補 正予算に対応した こと等によるもの
合 計			1,370,547,000	734,390,589	458,035,000	10,000,000	112,200,000	335,835,000	178,121,411	—	

報 告 第 1 6 号

繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和6年度新居浜市公共下水道事業会計予算繰越計算書を次のとおり報告する。

令和7年6月10日提出

新居浜市長 古 川 拓 哉

令和6年度新居浜市公共下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る 繰越を要するたな卸 資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	企業債	損益勘定 留保資金等			
			円	円	円	円	円	円	円	円	
1 資本的支出	1 建設改良費	管渠整備事業	937,405,000	387,946,093	508,531,000	146,329,000	332,700,000	29,502,000	40,927,907	—	地元調整等に不測 の日数を要したこと等によるもの

議 案 第 4 0 号

工事請負契約について

工事請負契約を次のとおり締結する。

令和7年6月10日提出

新居浜市長 古 川 拓 哉

- | | | |
|---|-------------|--|
| 1 | 契 約 の 目 的 | 令和7年度清掃センター定期点検整備工事 |
| 2 | 契 約 の 方 法 | 随意契約 |
| 3 | 契 約 金 額 | 4億2,790万円 |
| 4 | 契 約 の 相 手 方 | 東京都品川区大崎一丁目5番1号大崎センタービル
日鉄エンジニアリング株式会社
代表取締役社長 石 倭 行 人 |
| 5 | 工 事 期 間 | 契約の日から令和8年3月31日まで |

提案理由

令和7年度清掃センター定期点検整備工事の請負契約を締結するため、新居浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案を提出する。

参照条文

新居浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
(抜 粋)

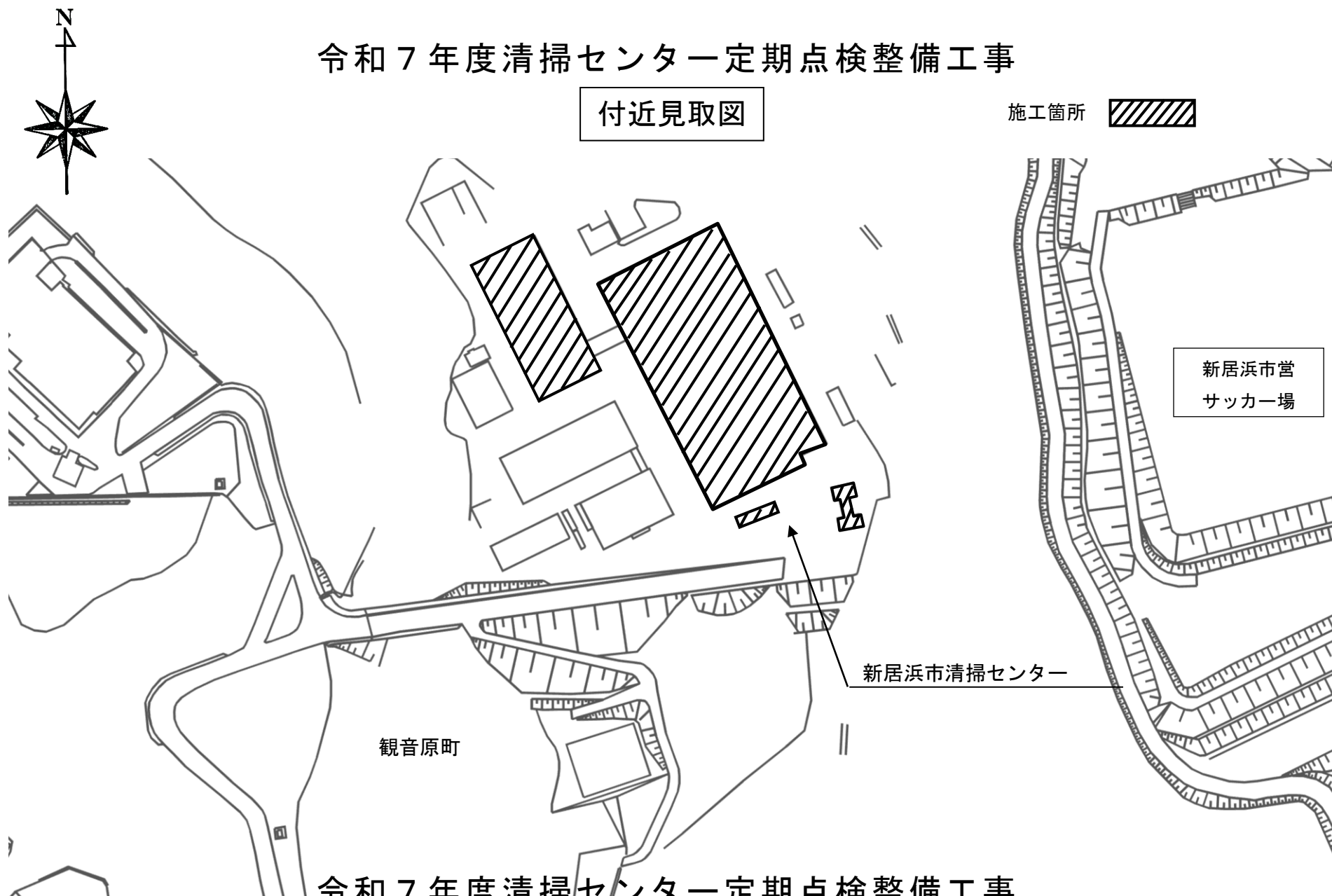
(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

令和7年度清掃センター定期点検整備工事

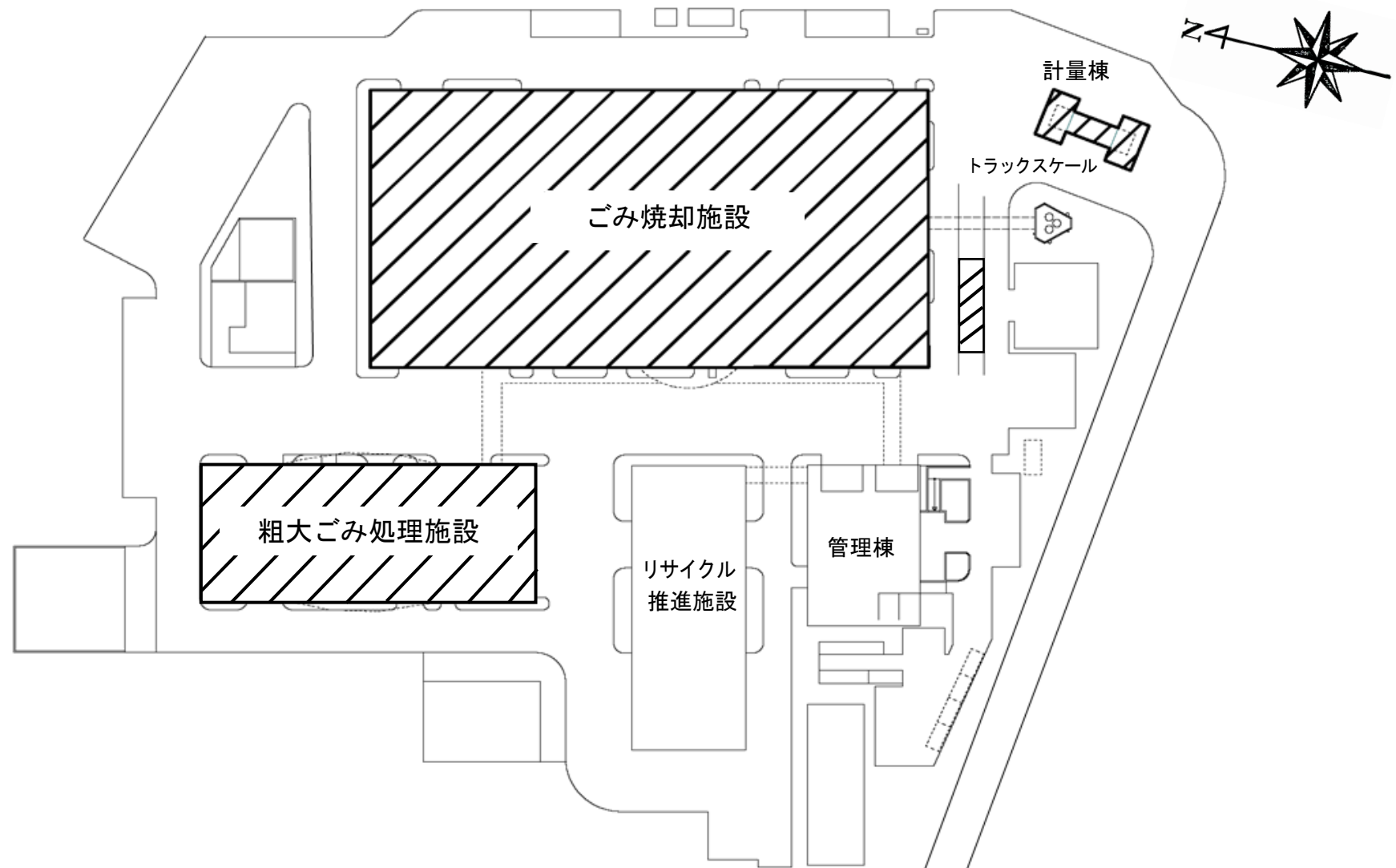
付近見取図

施工箇所 

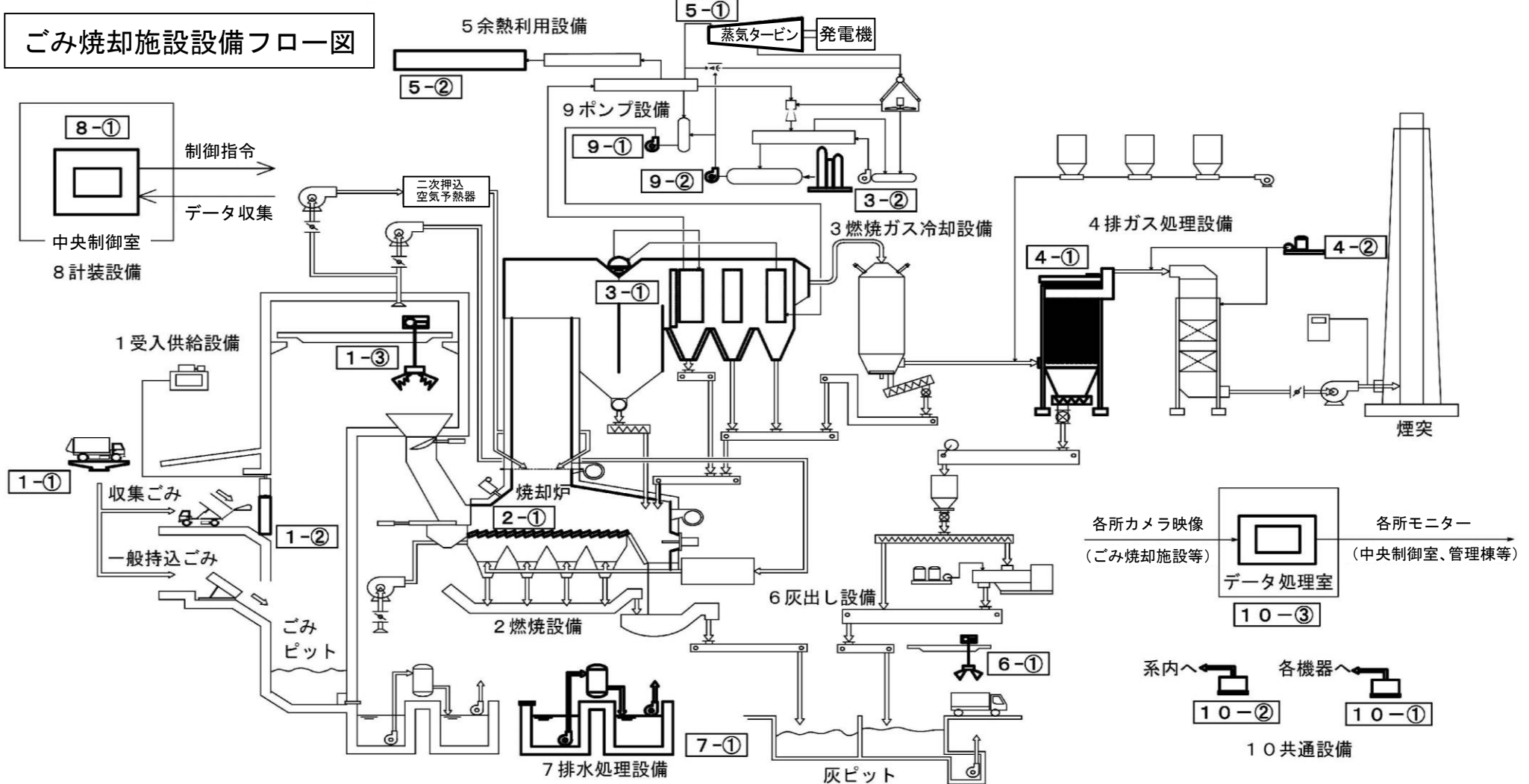


令和7年度清掃センター定期点検整備工事

清掃センター平面図



令和7年度清掃センター定期点検整備工事

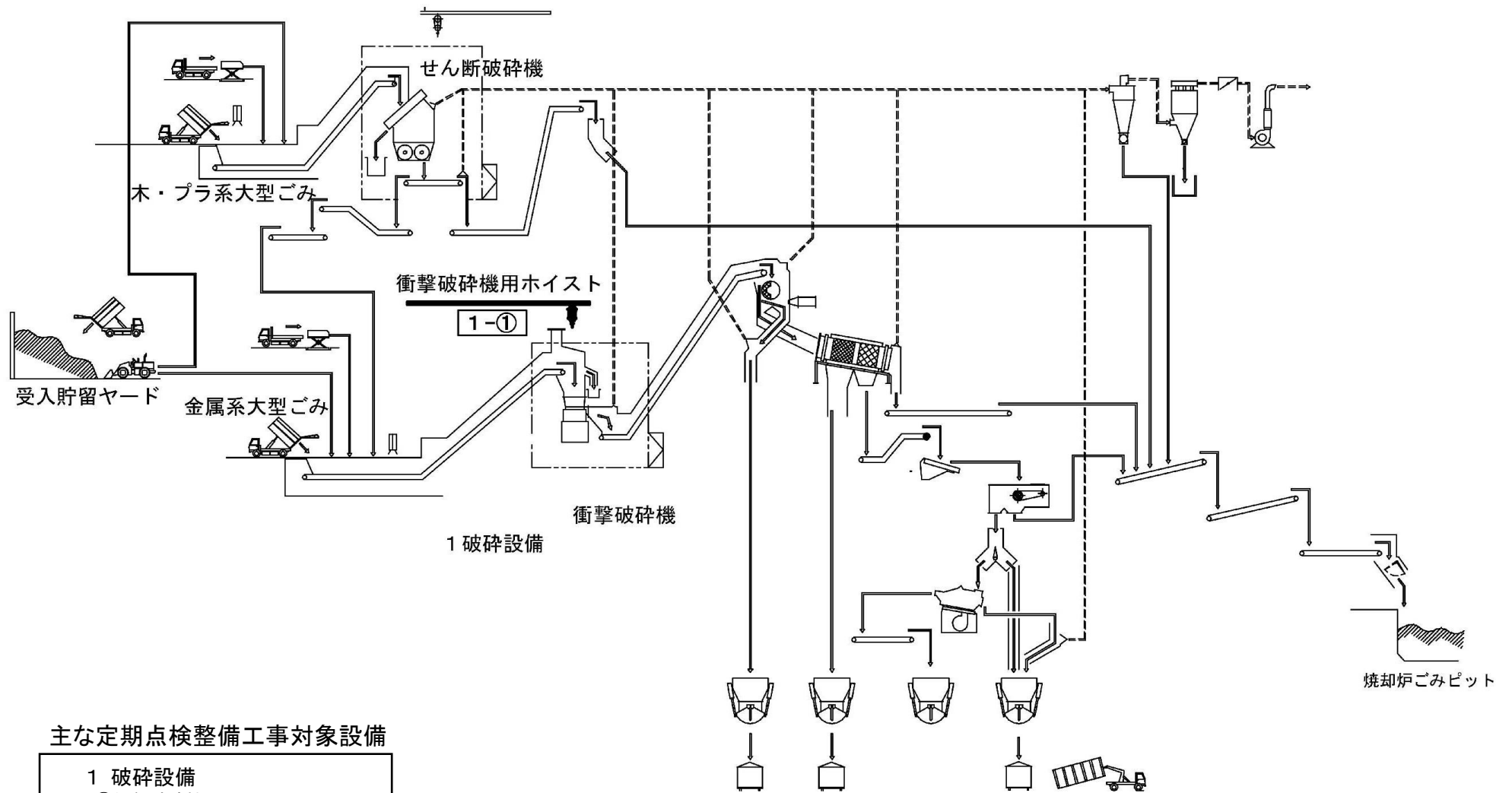


主な定期点検整備工事対象設備

- | | | | | |
|----------|------------|-----------|-------------|-----------------|
| 1 受入供給設備 | 3 燃烧ガス冷却設備 | 5 余熱利用設備 | 7 排水処理設備 | 9 ポンプ設備 |
| ①ごみ計量器 | ①ボイラ | ①蒸気タービン | ①プラント排水処理設備 | ①ボイラ給水ポンプ |
| ②投入扉 | ②純水装置 | ②熱交換器・貯湯槽 | | ②脱気器給水ポンプ |
| ③ごみクレーン | | | | |
| 2 燃烧設備 | 4 排ガス処理設備 | 6 灰出し設備 | 8 計装設備 | 10 共通設備 |
| ①焼却炉本体 | ①ろ過式集じん器 | ①灰クレーン | ①分散型制御システム | ①計装用空気圧縮機 |
| | ②アンモニア供給装置 | | | ②雑用・排ガス処理用空気圧縮機 |
| | | | | ③ITV設備 |

令和7年度清掃センター定期点検整備工事

粗大ごみ処理施設設備フロー図



議 案 第 4 1 号

新居浜市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 6 月 1 0 日 提出

新居浜市長 古 川 拓 哉

新居浜市手数料条例の一部を改正する条例

新居浜市手数料条例（平成 1 2 年条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

開発行為の許可	1 件につき		
（1）主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為			
開発区域の面積が 0. 3 ヘクタール未満		2 2, 0 0 0 円	
開発区域の面積が 0. 3 ヘクタール以上 0. 6 ヘクタール未満		4 5, 0 0 0 円	
開発区域の面積が 0. 6 ヘクタール以上 1 ヘクタール未満		8 9, 0 0 0 円	
開発区域の面積が 1 ヘクタール以上 3 ヘクタール未満		1 3 0, 0 0 0 円	
開発区域の面積が 3 ヘクタール以上 6 ヘクタール未満		1 8 0, 0 0 0 円	
開発区域の面積が 6 ヘクタール以上 1 0 ヘクタール未満		2 3 0, 0 0 0 円	

開発区域の面積が10ヘクタール以上	310,000円	
(2) 主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為		
開発区域の面積が0.3ヘクタール未満	31,000円	
開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満	67,000円	
開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満	120,000円	
開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満	210,000円	
開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満	280,000円	
開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満	350,000円	
開発区域の面積が10ヘクタール以上	490,000円	
(3) その他の開発行為		
開発区域の面積が0.3ヘクタール未満	130,000円	
開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満	200,000円	
開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満	270,000円	
開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満	400,000円	
開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満	520,000円	
開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満	680,000円	
開発区域の面積が10ヘクタール以上	900,000円	

」を

「

開発行為の許可	1件につき		
(1) 主として自己の居住の用に供する住			

宅の建築の用に供する目的で行う開発行為		
開発区域の面積が0.3ヘクタール未満	23,000円	
開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満	45,000円	
開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満	89,000円	
開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満	130,000円	
開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満	180,000円	
開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満	230,000円	
開発区域の面積が10ヘクタール以上	310,000円	
(2) 主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為		
開発区域の面積が0.3ヘクタール未満	31,000円	
開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満	67,000円	
開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満	120,000円	
開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満	210,000円	
開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満	280,000円	
開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満	350,000円	
開発区域の面積が10ヘクタール以上	490,000円	
(3) その他の開発行為		
開発区域の面積が0.3ヘクタール未満	130,000円	
開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満	200,000円	
開発区域の面積が0.6ヘクタール	270,000円	

以上 1 ヘクタール未満 開発区域の面積が 1 ヘクタール以上 3 ヘクタール未満 開発区域の面積が 3 ヘクタール以上 6 ヘクタール未満 開発区域の面積が 6 ヘクタール以上 10 ヘクタール未満 開発区域の面積が 10 ヘクタール以上		400,000円 520,000円 680,000円 900,000円	
---	--	--	--

」に、

「

用途地域の定められていない土地の区域における建築物の特例許可	1 件につき	46,000円	
予定建築物等以外の建築等の許可	1 件につき	26,000円	

」を

「

用途地域の定められていない土地の区域における建築物の特例許可	1 件につき	48,000円	
予定建築物等以外の建築等の許可	1 件につき	27,000円	

」に、

「

優良宅地造成の認定	1 件につき		
造成宅地の面積が 0.1 ヘクタール未満		86,000円	
造成宅地の面積が 0.1 ヘクタール以上 0.3 ヘクタール未満		130,000円	
造成宅地の面積が 0.3 ヘクタール以上 0.6 ヘクタール未満		200,000円	
造成宅地の面積が 0.6 ヘクタール以上 1 ヘクタール未満		270,000円	
造成宅地の面積が 1 ヘクタール以上 3 ヘクタール未満		400,000円	
造成宅地の面積が 3 ヘクタール以上 6 ヘクタール未満		520,000円	
造成宅地の面積が 6 ヘクタール以上 10 ヘクタール未満		680,000円	
造成宅地の面積が 10 ヘクタール以上		900,000円	

」を

「

優良宅地造成の認定	1 件につき		
造成宅地の面積が 0. 1 ヘクタール未満		8 6, 0 0 0 円	
造成宅地の面積が 0. 1 ヘクタール以上		1 4 0, 0 0 0 円	
0. 3 ヘクタール未満			
造成宅地の面積が 0. 3 ヘクタール以上		2 0 0, 0 0 0 円	
0. 6 ヘクタール未満			
造成宅地の面積が 0. 6 ヘクタール以上		2 7 0, 0 0 0 円	
1 ヘクタール未満			
造成宅地の面積が 1 ヘクタール以上 3 ヘクタール未満		4 0 0, 0 0 0 円	
造成宅地の面積が 3 ヘクタール以上 6 ヘクタール未満		5 2 0, 0 0 0 円	
造成宅地の面積が 6 ヘクタール以上 1 0 ヘクタール未満		6 8 0, 0 0 0 円	
造成宅地の面積が 1 0 ヘクタール以上		9 0 0, 0 0 0 円	

」に

改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

提案理由

開発行為の許可等に係る手数料の額を改定するため、本案を提出する。

議 案 第 4 2 号

新居浜市森林公園ゆらぎの森設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市森林公園ゆらぎの森設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 6 月 1 0 日提出

新居浜市長 古 川 拓 哉

新居浜市森林公園ゆらぎの森設置及び管理条例の一部を改正する条例

新居浜市森林公園ゆらぎの森設置及び管理条例（平成 1 5 年条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

ゆらぎ館	宿泊室	1 人 1 泊	中学生以上 6 , 6 0 0 円
			小学生以下 4 , 4 0 0 円
	研修室	1 時間	1 , 1 0 0 円
	浴室	1 人 1 回	5 5 0 円

」を

「

ゆらぎ館	宿泊室	1 人 1 泊	中学生以上 6 , 6 0 0 円
			小学生以下 4 , 4 0 0 円
	研修室	1 時間	1 , 1 0 0 円
	浴室	1 人 1 回	5 5 0 円

作楽工房	宿泊室	1 人 1 泊	中学生以上	3 , 3 0 0 円
			小学生以下	1 , 6 5 0 円

」に

改め、同表備考中「宿泊室」を「ゆらぎ館の宿泊室」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

提案理由

作楽工房の宿泊利用を開始することに伴い、利用料金を定めるため、本案を提出する。

議 案 第 4 3 号

新居浜市駐車場条例及び新居浜市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市駐車場条例及び新居浜市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 6 月 1 0 日 提出

新居浜市長 古 川 拓 哉

新居浜市駐車場条例及び新居浜市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

(新居浜市駐車場条例の一部改正)

第 1 条 新居浜市駐車場条例（平成 2 5 年条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 9 条第 2 項中「第 1 8 条各号列記以外の部分」を「前条各号列記以外の部分」に改める。

第 2 3 条を第 2 6 条とし、第 2 2 条を第 2 5 条とし、第 2 1 条の次に次の 3 条を加える。

(利用料金)

第 2 2 条 市長は、第 1 9 条第 1 項の規定により指定管理者に駐車場の管理を行わせる場合において、適当と認めるときは、指定管理者に駐車場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 利用料金は、第 6 条の駐車料金の額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

3 第1項の規定により指定管理者に利用料金を収受させる場合において、普通自動車を駐車させた者は、当該普通自動車を出場させるときは、指定管理者に対して当該利用料金を納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する自動車を駐車させる場合は、この限りでない。

(1) 道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車

(2) 駐車場の付近において、国又は地方公共団体の職員が防疫活動その他の緊急を要する公務を行うために使用する自動車

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認める自動車
(利用料金の減免)

第23条 指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長があらかじめ定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の還付)

第24条 既に納付した利用料金は、還付しない。

(新居浜市自転車等駐車場条例の一部改正)

第2条 新居浜市自転車等駐車場条例（平成24年条例第45号）の一部を次のように改正する。

第16条を第19条とし、第15条の次に次の3条を加える。

(利用料金)

第16条 市長は、第13条第1項の規定により指定管理者に駐車場の管理を行わせる場合において、適当と認めるときは、指定管理者に駐車場の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 利用料金は、第8条の使用料の額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

3 第1項の規定により指定管理者に利用料金を収受させる場合において、定期駐車の利用者は、指定管理者に対して当該利用料金を前納しなければならない。

4 第1項の規定により指定管理者に利用料金を収受させる場合において、一時駐車の利用者は、駐車場の使用を終了したときは、指定管理者に対して当該利用料金を納付しなければならない。

(利用料金の減免)

第 17 条 指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長があらかじめ定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の還付)

第 18 条 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、利用料金を市長があらかじめ定める基準に従い還付することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

新居浜市駐車場及び新居浜市自転車等駐車場について、利用料金制を導入し、利用に係る料金を指定管理者の収入として収受させることができるよう必要な事項を定めるため、本案を提出する。

令和7年度 新居浜市一般会計補正予算（第1号）

令和7年度新居浜市一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ985,207千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54,401,043千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の追加は、「第2表 継続費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加は、「第3表 地方債補正」による。

2 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和7年6月10日 提出

新居浜市長 古川 拓哉

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金		9,965,082	705,763	10,670,845
	2. 国庫補助金	2,149,410	705,763-	2,855,173
16. 県支出金		4,026,238	333	4,026,571
	2. 県補助金	777,029	333	777,362
19. 繰入金		1,315,941	20,840	1,336,781
	1. 基金繰入金	1,315,941	20,840	1,336,781
21. 諸収入		1,660,033	27,571	1,687,604
	4. 雑入	761,242	27,571	788,813
22. 市債		3,992,100	230,700	4,222,800
	1. 市債	3,992,100	230,700	4,222,800
歳入合計		53,415,836	985,207	54,401,043

千円

歳入歳出予算補正

(歳入)

歳 出 千 円

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2. 総務費		5,644,586	271,858	5,916,444
	1. 総務管理費	4,602,211	271,858	4,874,069
3. 民生費		22,783,666	382,444	23,166,110
	1. 社会福祉費	10,452,374	379,252	10,831,626
	2. 児童福祉費	10,199,360	3,192	10,202,552
4. 衛生費		5,237,201	79,785	5,316,986
	1. 保健衛生費	1,370,107	79,785	1,449,892
8. 土木費		4,539,259	126,120	4,665,379
	2. 道路橋りょう費	947,225	66,120	1,013,345
	5. 都市計画費	2,229,641	60,000	2,289,641
10. 教育費		5,336,465	125,000	5,461,465
	2. 小学校費	894,505	125,000	1,019,505
歳 出 合 計		53,415,836	985,207	54,401,043

歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳 出)

千 円

第2表 継続費補正

追 加

千円

款	項	事業名	総額	年度	年割額
10 教育費	2 小学校費	金子小学校整備事業	1,860,000	令和7年度	125,000
				令和8年度	1,200,000
				令和9年度	535,000

第3表 地方債補正

追 加

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
デジタル活用推進事業	千円 6,500	(1) 普通貸借又は証券発行による。 (2) 事業又は市財政の都合により 翌年度に繰越して借入れすること ができる。	% 年 4.0以内（ただし、利率見直 し方式で借り入れる政府資金及 びその他公的資金について、利 率の見直しを行った後において は、当該見直し後の利率）	借入先の融通条件による。 ただし、必要に応じ、据置期間 及び償還期限を短縮し、若しく は繰上償還又は低利に借り換え ることができる。
計	6,500	—	—	—

第4表 地方債補正

変 更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
	千円		%		千円		%	
社 会 資 本 整 備 事 業	481,100	(1) 普通貸借又は証券発行による。 (2) 事業又は市財政の都合により翌年度に繰越し借入れすることができる。	年 4.0以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及びその他公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。 ただし、必要に応じ、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	557,500	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
社会福祉施設整備事業	21,100				112,700			
教育施設等整備事業	359,100				415,300			
計	3,992,100	—	—	—	4,216,300	—	—	—

令和7年度 新居浜市水道事業会計補正予算(第1号)

(総 則)

第1条 令和7年度新居浜市水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第2条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

千円		
事 項	期 間	限度額
新居浜市上工下水道 施設包括委託事業 (水道事業)	令和8年度から令和18年度まで	585,000千円に物価変動 等並びに消費税及び地 方消費税の税率変動に 伴う増減額を加算又は減 算した額

令和7年6月10日提出

新居浜市長 古 川 拓 哉

令和7年度 新居浜市工業用水道事業会計補正予算(第1号)

(総 則)

第1条 令和7年度新居浜市工業用水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第2条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

千円		
事 項	期 間	限度額
新居浜市上工下水道 施設包括委託事業 (工業用水道事業)	令和8年度から令和18年度まで	140,000千円に物価変動 等並びに消費税及び地 方消費税の税率変動に 伴う増減額を加算又は減 算した額

令和7年6月10日提出

新居浜市長 古 川 拓 哉

令和7年度 新居浜市公共下水道事業会計補正予算(第1号)

(総 則)

第1条 令和7年度新居浜市公共下水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 令和7年度新居浜市公共下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
(3) 建設改良事業	2,083,076 千円	200,000 千円	2,283,076 千円

(資本的収入及び支出の補正)

第3条 予算第4条本文括弧書中(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,785,712千円は、過年度分損益勘定留保資金652,033千円、当年度分損益勘定留保資金836,560千円、減債積立金200,000千円及び当年度分消費税資本的収支調整額97,119千円で補填するものとする。)を、(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,785,712千円は、過年度分損益勘定留保資金652,033千円、当年度分損益勘定留保資金827,470千円、減債積立金200,000千円及び当年度分消費税資本的収支調整額106,209千円で補填するものとする。)に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入				
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)	
第1款 資本的収入	2,637,050 千円	200,000 千円	2,837,050 千円	
第1項 企業債	1,581,100 千円	100,000 千円	1,681,100 千円	
第4項 国庫支出金	800,950 千円	100,000 千円	900,950 千円	

支 出				
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)	
第1款 資本的支出	4,422,762 千円	200,000 千円	4,622,762 千円	
第1項 建設改良費	2,083,076 千円	200,000 千円	2,283,076 千円	

(継続費の補正)

第4条 継続費を次のとおり補正する。

変 更

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額(千円)	年度	年割額(千円)	総額(千円)	年度	年割額(千円)
資本的支出	建設改良費	港町雨水ポンプ場改築事業	1,561,000	5	210,000	1,961,000	5	210,000
				6	260,000		6	260,000
				7	450,000		7	650,000
				8	641,000		8	841,000
				計	1,561,000		計	1,961,000

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額
新居浜市上下水道施設包括委託事業 (公共下水道事業)	令和8年度から令和18年度まで	13,822,000千円に物価変動等並びに消費税及び地方消費税の税率変動に伴う増減額を加算又は減算した額

(企業債の補正)

第6条 予算第5条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり補正する。

補正前				
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円 1,581,100	(1) 借入先 政府その他 (2) 借入方法 普通貸借又は証券発行 (3) 借入時期 令和7年度 ただし、事業又は財政並びに融資機関の都合により起債前借り又は翌年度に繰越し借入れすることができる。	年4.0%以内 ただし、利率見直し 方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	借入先の融資条件による。 ただし、必要に応じ、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

補正後				
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円 1,681,100	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ

令和7年6月10日提出

新居浜市長 古 川 拓 哉

令和7年度 新居浜市一般会計補正予算（第2号）

令和7年度新居浜市一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ35,310千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54,436,353千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年6月10日 提出

新居浜市長 古 川 拓 哉

歲入

千 円

[illegible]

千 円

歳入 歳出 予算 補正

(歳 入)

千 円

歳入歳出予算補正 (歳出) 千円

(歳 出)

千 円

議 案 第 4 9 号

財産の取得について

財産を次のとおり取得する。

令和7年6月19日提出

新居浜市長 古 川 拓 哉

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 取得の物件 | 高規格救急自動車 |
| 2 | 取得の目的 | 市内全域における救急活動を主目的とし、傷病者に対する迅速かつ的確な救急処置を実施するため |
| 3 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 4 | 取得価格 | 1,974万5,000円 |
| 5 | 契約の相手方 | 新居浜市萩生1189番地6
愛媛日産自動車株式会社新居浜萩生店
店長 中 村 英 樹 |

提案理由

高規格救急自動車を取得するため、新居浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、本案を提出する。

参照条文

新居浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
(抜 粋)

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければなら
ない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買
入れ若しくは売払い(土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係
るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

議 案 第 5 0 号

財産の取得について

財産を次のとおり取得する。

令和7年6月19日提出

新居浜市長 古 川 拓 哉

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 取得の物件 | 消防ポンプ自動車 |
| 2 | 取得の目的 | 市内全域における防災を主目的とし、建物火災をはじめ各種災害に至るまで、幅広い災害に対して放水消火活動等を円滑に実施するため |
| 3 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 4 | 取得価格 | 3,076万7,000円 |
| 5 | 契約の相手方 | 松山市空港通二丁目18番32号
株式会社新日本ライフテック
代表取締役 大 澤 慎 哉 |

提案理由

消防ポンプ自動車を取得するため、新居浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、本案を提出する。

参照条文

新居浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
(抜 粋)

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければなら
ない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買
入れ若しくは売払い(土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係
るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

議 案 第 5 1 号

財産の取得について

財産を次のとおり取得する。

令和7年6月19日提出

新居浜市長 古 川 拓 哉

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 取得の物件 | 消防ポンプ自動車（3.5t未満） |
| 2 | 取得の目的 | 市内全域における防災を主目的とし、建物火災をはじめ各種災害に至るまで、幅広い災害に対して放水消火活動等を円滑に実施するため |
| 3 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 4 | 取得価格 | 2,959万円 |
| 5 | 契約の相手方 | 松山市大手町一丁目10番地1
株式会社岩本商会
代表取締役 仙 波 誉 子 |

提案理由

消防ポンプ自動車（3.5t未満）を取得するため、新居浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、本案を提出する。

参照条文

新居浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
(抜 粋)

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければなら
ない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買
入れ若しくは売払い(土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係
るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。